新潟市　北陸信越運輸局
名古屋市　中部運輸局
大阪市　近畿運輸局
神戸市　神戸運輸監理部
広島市　中国運輸局
高松市　四国運輸局
福岡市　九州運輸局
那覇市　内閣府沖縄総合事務局

ロ　口述試験
東京都　国土交通省

二、日時
イ　筆記試験
平成二十八年九月三十日　午前九時から午後五時まで
ロ　口述試験
平成二十八年十一月二十八日　午前十時から午後五時まで
（状況により、一部受験者については、十一月二十八日の午後五時以降又は十一月二十九日に行うこととする。）

三、受験手続
イ　受験願書（筆記試験免除申請書）の請求
受験願書及び筆記試験免除申請書（本年の筆記試験免除を受けようとする者に限る。）は、受験者の居住地を管轄する地方運輸局又は神戸運輸監理部（居住地が沖縄県にある場合は内閣府沖縄総合事務局）において交付する。なお、郵便で請求する場合には、返信用の郵便切手百四十円を同封すること。
ロ　受験願書の出願
受験希望地を管轄する地方運輸局長又は神戸運輸監理部長（受験希望地が那覇市である場合は内閣府沖縄総合事務局長）に提出すること。なお、平成二十七年の筆記試験合格者であって、本年の筆記試験について免除を受けようとする場合は、国土交通大臣に提出すること。
なお、郵送で提出する場合には、書留郵便とし、返信用の郵便切手八十二円を同封すること。
ハ　受験願書の出願期間
平成二十八年八月一日から平成二十八年八月三十一日まで（郵送の場合は八月三十一日消印有効）
ニ　受験手数料
受験願書に六千八百円の収入印紙を貼付すること（消印はしない）。
ホ　筆記試験の免除
平成二十七年の筆記試験に合格し、口述試験に不合格となった者が本年受験する場合には、受験願書に筆記試験免除申請書を添えて提出することにより、本年の筆記試験は免除され、直接口述試験を受験することができます。
ヘ　受験願書（筆記試験免除申請書）の請求及び出願先

北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課
札幌市中央区大通西十丁目札幌第二合同庁舎（郵便番号〇六〇―〇〇四）
電話〇一一―二九〇―一〇一一

東北運輸局海事振興部海事産業課
仙台市宮城野区鉄砲町一番地　仙台第四合同庁舎（郵便番号九八三―八五三七）
電話〇二二―七九一―七五一二

関東運輸局海事振興部旅客課
横浜市中区北仲通五丁目五七番地　横浜第二合同庁舎（郵便番号二三一―八四三三）
電話〇四五―二一一―七二一四

北陸信越運輸局海事部海事産業課
新潟市中央区美咲町一丁目二番一号　新潟美咲合同庁舎二号館（郵便番号九五〇―八五三七）
電話〇二五―二八五―九一五六

中部運輸局海事振興部旅客課
名古屋市中区三の丸二丁目二番一号　名古屋合同庁舎第一号館（郵便番号四六〇―八五二八）
電話〇五二―九五二―八〇一三

近畿運輸局海事振興部旅客課
大阪市中央区大手前四丁目一番七六号　大阪合同庁舎第四号館（郵便番号五四〇―八五五五）
電話〇六―六九四九―六四一六

神戸運輸監理部海事振興部旅客課
神戸市中央区波止場町一番一号　神戸第二地方合同庁舎（郵便番号六五〇―〇〇四二）
電話〇七八―三二一―三一四六

中国運輸局海事振興部旅客課
広島市中区上八丁堀六番三〇号　広島合同庁舎四号館（郵便番号七三〇―八五四四）
電話〇八二―二二八―三六七九

四国運輸局海事振興部旅客課
高松市朝日新町一番三〇号　高松港湾合同庁舎（郵便番号七六〇―〇〇六）
電話〇八七―八二五―一一八二

九州運輸局海事振興部旅客課
福岡市博多区博多駅東二丁目一番一号　福岡合同庁舎新館（郵便番号八一二―〇〇一三）
電話〇九二―四七二―三一五五

内閣府沖縄総合事務局運輸部総務航課
那覇市おもろまち二丁目一番一号　那覇第二地方合同庁舎二号館（郵便番号九〇〇―〇〇〇六）
電話〇九八―八六六―一八三六

国土交通省（本省）海事局総務課
東京都千代田区霞が関二丁目一番三号　中央合同庁舎三号館（郵便番号一〇〇―八九一八）
電話〇三―五二五三―八六〇八

四、筆記試験合格者の発表
イ　発表場所
受験番号を受験地を管轄する各地方運輸局、神戸運輸監理部又は内閣府沖縄総合事務局に掲出するほか、口述試験受験案内を筆記試験合格者に送付する。
ロ　発表日時
平成二十八年十月二十八日

五、口述試験合格者の発表
イ　発表場所
受験番号を、官報で公示するほか、合格証書を口述試験合格者に送付する。
ロ　発表日時
口述試験終了後二十日以内

公　告

諸　事　項

職員の免職処分

広島刑務所尾道刑務支所（処遇部門）
法務事務官（看守）　池本　季史
人事院規則11―4第10条第4号により免職する。
平成28年7月7日
広島刑務所長　金本　爲彦

有権者申出方

元当局所属公証人遠藤薫の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出てください。
平成28年7月15日　和歌山地方法務局

元当局所属公証人菊間徹の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出てください。
平成28年7月15日　松江地方法務局

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第2項の規定により製造たばこの小売定価を平成28年7月4日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。
平成28年7月15日
財務大臣　麻生　太郎

製造たばこの品目			製造国（地）	現行小売定価	変更小売定価	変更実施年月日
製造たばこの区分	名称	製品の区分				
紙巻たばこ	パーラメント100ボックス	FSK　20本ハードパック	スイス、ウクライナ	480円	490円	28. 8. 1